

皆様に知ってもらいたい寄附金の使い道

社会福祉施設の利用者に安全と安心を

お年寄り・障がい者・子どものための社会福祉事業等を行う法人が、施設・設備の設置、改修、修繕等を行う際の経費を一部補助しています。

これまでにこの補助金によって、保育所型認定こども園の遊具の整備、養護盲人老人ホームの食器消毒保管庫の購入、障害福祉サービス事業所の屋根の補修などが行われており、利用者が安心して活動ができる環境づくりを支援しています。

地域の困りごとを専門機関につなげる民生委員・児童委員

民生委員・児童委員とは、地域住民が安心して暮らせるように相談支援を行い、又は専門機関へのパイプ役となるなど、社会福祉の第一線で活躍するボランティアです。

近年においては、高齢者や単身世帯の増加に加え、地域社会における人と人とのつながりが希薄化する中で、社会的に孤立する方々、介護や子育てに不安や負担感を感じる人が増えている状況にあります。そのため、地域の困りごとの解決のために活躍する民生委員・児童委員への期待や要請が大きくなっています。

旭川市では、民生委員・児童委員の活動を充実させ、地域福祉の向上が図られるよう支援しています。

介護・福祉人材の確保に向けて

国は、2025年には約32万人の介護人材が不足すると推計していますが、旭川市でも同様の課題を抱えています。令和元年に旭川市が実施した調査によると、回答があった介護サービス事業所の半数以上が人材の不足感があると回答しており、高齢化社会を支えるため、介護・福祉人材の確保が急務となっています。

旭川市では、少子高齢化の進展に伴い、介護・福祉サービスに対する需要の拡大が見込まれることから、介護現場における人材の安定的な確保と離職防止に向け、働きやすい環境づくりのための研修会の実施や介護職の理解促進のための事業に取り組んでいます。

寄附金の使い道

皆様からいただいた寄附金は、上記の使い道のほか、生計困難者の方が適切な治療を受けられるように薬代を助成するための経費や、認知症や障がい等により判断能力が低下している方の生活を守ることを目的に成年後見制度を推進するための経費等に使用させていただきます。

お問合せ先

福祉保険部福祉保険課 電話 0166-25-6312